

総合型地域クラブ「れっど・しゃっふる」規約

(名称・所在地)

第1条 本会は、総合型地域クラブ「れっど・しゃっふる」と称する。

第2条 本会は、事務局を東京都北区赤羽に置く。

(目的)

第3条 本会は、北区における総合型地域クラブとして、この地域を生活基盤とする住民が、学校という公的施設を拠点とし、スポーツ活動や文化活動を通して、住民相互の生活文化を高め合う事を目的とする。

また、日常生活の中でスポーツ・文化に触れることを楽しみ、健康体力の維持増進と会員・地域住民相互の親睦を図り、明るく豊かな生活の実現に資し、さらなる地域コミュニティの普及振興に寄与することを目的とする。

特に、次世代を担う子ども達がスポーツ・文化を通じて、心身ともに健全な肉体を宿し、友愛と協調の精神を育みながら、地域コミュニティの一員として、立派に育っていく場を確立することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するための以下の事業を行う。

1. 区民を対象にした、スポーツ・文化啓発事業の継続的な場の構築
2. 地域活動に必要な指導者の育成事業など、各種講習会の実施
3. スポーツ教室・文化教室の開講と運営
4. 総合的な地域イベントの企画と運営
5. 北区におけるスポーツ活動状況のネットワーク化を推進
6. 事業周知に伴う様々な広報活動
7. その他、必要に応じた事業

(入会資格)

第5条 本会は、原則として北区内に在住・在勤・在学する個人および団体を以て組織する。

(役員)

第6条 本会運営のために、次の役員(スタッフ)をおく。

役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

会	長	1名
副	会 長	2名
理	事	6名以上 10名以内
会	計	1名
監	事	若干名

第7条 各役員の職務は以下のとおりとする。

会長は、本会を代表して会務を総理する。

副会長は、会長を補佐する。

理事長は、事業運営を統括する。

副理事長は、理事長を補佐する。

理事は、理事長・副理事長を補佐し、担当する日々の運営を履行する。

会計は、本会の会計を掌握する。

監事は、本会の運営・会計を監査する。

(諮問役員)

第8条 会長は必要に応じ顧問・相談役などの諮問役員を選任する事が出来る。

(スタッフ)

第9条 組織運営に必要とされる有償スタッフを雇用することができる。

(会議)

第10条 会の会議は、年1回開かれる総会及び前条に定める役員による役員会とする。

(定足数)

第11条 本会の会議は、定数の過半数で成立する。

第12条 会議の議決事項は、出席者の過半数を以て決する。

(運営)

第13条 本会の運営は、以下により行う。

1. 会員から徴収する会費および参加費
2. 助成金
3. 寄付金
4. その他

(退会・除名)

第14条 退会を希望する方は、本会会長宛に退会届を提出することとする。

尚、クラブの名誉を著しく傷つけた者は理事会決議によって除名処分とする事が出来る。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(規約変更)

第16条 この規約は、総会において、出席者の3分の2以上の承認がなければ変更できない。

付則 この規約は、平成20年3月8日より施行する。